

令和 7 年度香川地方最低賃金審議会
第 1 回香川県最低賃金専門部会議事録

令和 7 年 7 月 30 日 (水)
高松サンポート合同庁舎
北館 7 階共用 702 会議室

出席者 公 益 側 籠池、高塚
労働者側 立石、中村、三屋
使用者側 奥田、白石、檜垣

議 題 (1) 部会長及び部会長代理の選出について
(2) 「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程」について
(3) 香川県最低賃金専門部会の公開について
(4) 香川県最低賃金額と生活保護費との比較について
(5) その他

○賃金室長

定刻より 15 分ほど遅れていますが、ただ今から令和 7 年度香川地方最低賃金審議会第 1 回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、元木委員が欠席されておりますが、全委員の 3 分の 2 以上であります 8 名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として 3 名が傍聴されております。

本日は第 1 回目の部会ですので、部会長、部会長代理が選出されますまでの間、事務局で議事進行をさせていただきます。

それでは、初めに西原労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

○労働基準部長

労働基準部長の西原でございます。委員の皆様におかれましては今年度における香川県最低賃金審議会の専門部会委員をお引き受けいただいたことに厚く御礼を申し上げます。本日もお忙しい中、暑さが厳しさを増す中でございますけれども、ご出席いただきましたことを併せて御礼申し上げます。ご存じのとおり、本専門部会は香川県の最低賃金の改正決定にかかる調査審議を行うことを目的に設置されているものでございまして、本日はその第 1 回目でございますので、専

門部会における部会長及び部会長代理の選任、専門部会の運営規程、公開のやり方、香川の最低賃金額の生活保護費との比較審議等を予定しております。

現在、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会において、令和7年度地域別最低賃金の目安につきまして議論されているところでございますけれども、現時点では金額と詳細について連絡がないところでございまして、目安額については昨年度以上の金額が提示されることも予想されます。審議会の開催が昨年度より大幅に遅れている関係で、地方への目安額提示が遅れる可能性もあり、委員の皆様方にもスケジュール上ご迷惑をおかけすることになると思いますけれども、中央の結果を踏まえつつ審議を進めていただきたいと思います。

本専門部会において深い議論をして頂いたうえで、香川県として労使が納得できる最低賃金額を提示していただき、全会一致で答申いただけることを願いまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願ひいたします。

○賃金室長

それでは、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、

資料 No. 1 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会委員名簿

資料 No. 2 香川地方最低賃金審議会運営規程

資料 No. 3 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程

資料 No. 4 令和5年度香川県最低賃金額と生活保護費との比較

資料 No. 5 主要統計資料

資料 No. 6 業務改善助成金利用状況

をお配りしておりますが、不足等はございませんか。

次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。

資料 No. 1 として、名簿を配付しておりますのでご覧ください。

五十音順に、お名前のみご紹介させていただきます。

公益代表委員といたしまして、籠池委員、高塚委員、元木委員でございます。

次に、労働者代表委員といたしまして、立石委員、中村委員、三屋委員でございます。

次に、使用者代表委員といたしまして、奥田委員、白石委員、檜垣委員でございます。

以上の9名でございます。

それでは、議題（1）の「部会長及び部会長代理の選出について」です。

最低賃金法第25条第4項により、同法第24条を専門部会について準用することとなっており、部会長及び部会長代理を公益代表委員より選出していただくこ

ととなっております。

従来、香川県最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員の間で部会長及び部会長代理の候補を相談し、委員の皆様のご承認により決定してまいったところでございますが、本年度におきましても従来どおりの方法で選出するということでおろしいでしょうか。

(異議なし)

○賃金室長

それでは、予め各公益代表委員のご意見をお伺いしたところ、総意により、部会長に籠池委員、部会長代理に高塚委員と伺っておりますが、部会長及び部会長代理についてお諮りいたします。いかがでしょうか。

(異議なし)

○賃金室長

ありがとうございました。

それでは、籠池部会長にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○籠池部会長

ただ今、委員の皆様のご承認をいただき、部会長を仰せつかることとなりました籠池です。どうぞよろしくお願いいいたします。

労使の合意が図られますよう十分な審議に努めてまいりたいと考えているところでございます。各委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場でそれぞれのご主張がおありだと思いますけれども、何卒、全会一致での答申に至るようお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○賃金室長

続きまして、高塚部会長代理にご挨拶をお願いしたいと思います。

○高塚部会長代理

部会長代理に選出されました高塚と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

部会長を補佐し、専門部会が適正かつ円滑に進みますよう努めたいと存じま

す。委員の皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○賃金室長

ありがとうございました。

部会長、部会長代理が選出されたので、今後の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。

籠池部会長、よろしくお願ひいたします。

○籠池部会長

そうしましたら、会議次第に従いまして議題を進行させていただきます。議題（2）であります。

香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程について、事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

はい。この運営規程は、本専門部会を運営するにあたり、その取扱いを定めたものでございます。今年度、事務局からの改正提案はございません。以上でございます。

○籠池部会長

改正事項はないということですが、本専門部会運営規程について、ご質問、ご意見等はございますか。

（意見等なし）

○籠池部会長

よろしいでしょうか。そうしましたら、昨年同様、本専門部会は、この運営規程に基づき運営させていただくこととします。

次の議題（3）に移ります。香川県最低賃金専門部会の公開について、であります。事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

香川県最低賃金専門部会の公開については、資料No.3の「香川地方最低賃金審議会 香川県最低賃金専門部会運営規程」及び当専門部会のこれまでの審議を踏まえ、令和3年度以降は、当専門部会の第1回は会議を公開し、議事録及び会議資料についても公開となっております。

また、第2回以降の会議につきましては、令和4年度までは非公開とし、議事要旨を公開していましたが、令和5年度から、公労委員、公使委員で行う金額審議以外の部分と、結審することとなる回の、公労委員、公使委員で行う金額審議に入る前の冒頭の公労使の委員で行う会議の部分につきましては、会議を公開し、議事録及び資料も公開することとし、非公開とする部分につきましては、議事要旨を作成して公開することにしています。

そして、専門部会の公開につきましては、昨年度実施した結果をもとに、公開、非公開について今年度専門部会において再度検討することとしています。以上です。

○籠池部会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

(意見等なし)

○籠池部会長

特にないようであれば、本年度の公開の取扱いについて、まず私のほうからご提案させていただいて、皆様のご意見をお伺いしたうえで最終的に決定したいと思いますがよろしいですか。

会議の公開に関しては、規程によりますと原則公開で、ただし「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの場合は、部会長は会議について非公開とすることができるという前提になっております。

私案ではありますが、部会の会議のうち、公労委員、公使委員で行う金額審議の部分につきましては、先ほどの「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの要件に合致するのではないかと考えられますので、この部分に関しては今年度も会議を非公開とするのがよろしいのではないかと考えております。

他方でそれ以外の部分、若干非公開としている部分がそれ以外の部分でもあります、全国的に公労委員、公使委員の2者協議の部分を除いて会議、議事録を公開している県が増えてきていること、この点について事務局の調べによると会議は全国20県、議事録は全国28県で公開を実施していることのほか、外部から審議の透明性が求められているという昨今の趨勢などを含めまして、先ほど申し上げましたとおり、香川県においても、2者協議以外の部分は会議、議事録等を公開してもよいと思われますが、いかがでしょうか。

昨年よりも若干公開を広げることになりますが、2者協議の部分は非公開、そ

れ以外の部分については公開ということです。

(意見等なし)

○籠池部会長

よろしいでしょうか。そうしましたら、今年度の香川県最低賃金専門部会の第2回目以降につきましては、公労委員、公使委員で行う金額審議の部分につきましては非公開としますが、それ以外の部分につきましては、公開とさせていただきます。

公開する部分につきましては、議事録、資料も公開することとし、非公開とする部分につきましては、議事要旨を作成して公開するということにさせていただきます。

専門部会の公開につきましては、今年度実施した結果をもとに、公開についてさらに進められる余地があるか否かなどについて来年度以降さらに検討することとしますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○籠池部会長

では、公開、非公開の取扱いについては今申し上げたとおりとさせていただきます。

次に、議題（4）の「香川県最低賃金額と生活保護費との比較について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

11ページ、資料No.4の「令和5年度 香川県最低賃金額と生活保護費との比較」をご覧ください。

生活保護費との比較につきましては、最低賃金法第9条第3項で「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」と定められております。

最低賃金と生活保護費の比較については、地域別最低賃金は都道府県単位であるのに対し、生活保護は所在地、年齢、及び世帯構成等の事情により基準額が異なるほか、住宅扶助等の各種扶助があります。

また、最低賃金は時間額なのに対し、生活保護は月額で決定されるという違いがあります。

このため、平成 20 年度の中央最低賃金審議会で比較方法を整理して比較を行っています。

今年度におきましても、その比較方法により、令和 5 年度発効の香川県最低賃金 時間額 918 円と令和 5 年度の香川県の生活保護費とを比較しております。

中段をご覧ください。令和 5 年度の最低賃金額 918 円に法定労働時間に基づいた月の労働時間数 173.8 時間と可処分所得率 0.807 を掛けますと、月額の手取り額 128,756 円となります。

生活保護費は、生活扶助基準である 1 類費、2 類費、冬季加算、期末一時扶助費に住宅扶助を合算すると 96,691 円となります。

この差額が月額 32,065 円で、時間額では 229 円となり、令和 5 年度においては、最低賃金額が生活保護費より上回っております。以上です。

○籠池部会長

ありがとうございました。ただ今事務局より資料 No. 4 に基づいて香川県最低賃金額は生活保護費を上回っているとの説明がありましたが、この点について何かご意見、ご質問等はございませんか。

(意見等なし)

○籠池部会長

よろしいですか。

そうしましたら、議題の（4）については以上とさせていただきます。次に議題の（5）「その他」に移ります。

事務局から何かござりますか。

○賃金室長

13 ページの資料 No. 5 の主要統計資料について説明させていただきます。こちらは、最低賃金額の審議の参考としていただくための、香川県の景況、賃金、労働時間、雇用に関する統計資料、全国の本年度の賃金改定状況調査結果等でございます。

15 ページの資料 5-1 は、香川県最低賃金額等の推移でございます。平成 26 年度以降の香川県最低賃金額等の推移で、過去 11 年の最賃額、目安上積額、目安額、基礎調査に基づく未満率、影響率、発効日等でございます。

17 ページの資料 5-2 は、香川の賃金概況です。7 月 15 日の本審の資料と同じものですが、23 ページの一番上の数字を 3,355 に訂正しております。これは令和 6 年 6 月分の賃金についての調査結果でございます。

29 ページの資料 5-3 は、令和 7 年賃金改定状況調査結果、今年 6 月 1 日現在の全国調査でございます。34 ページの第 4 表①は、産業計、男女計、男女別の賃金上昇率でございます。香川県が属しております B ランクの産業計男女計の賃金上昇率は、令和 6 年 2.4% から令和 7 年 2.9%、全体では、令和 6 年 2.3% から令和 7 年 2.5% となっております。

41 ページの資料 5-4 は、令和 7 年 4 月分の香川の賃金、労働時間及び雇用の動きで、香川県政策部統計調査課の毎月勤労統計調査地方調査結果でございます。4 月現在の事業所規模 5 人以上及び 30 人以上の事業所について毎月実施している調査でございます。

59 ページの資料 5-5 は、香川労働局職業安定部の令和 7 年 5 月分香川県の雇用情勢でございます。有効求人倍率は 1.52 倍、前月差マイナス 0.01 ポイント、全国 4 位で、全国平均は 1.24 倍でございます。平成 23 年 8 月以降 166 か月連続 1 倍台を維持し、正社員の有効求人倍率は 1.25 倍、前年同月比プラス 0.11 ポイントでございます。

73 ページの資料 5-6 は、四国財務局の令和 7 年 4 月香川県内経済情勢報告でございます。総括判断は、「緩やかに持ち直している。」とされております。

83 ページの資料 5-7 は、2025 年 7 月 18 日付け日本銀行高松支店の香川県金融経済概況でございます。概況として「香川県内の景気は、持ち直している。」とされています。

85 ページの資料 5-8 も日本銀行高松支店の企業短期経済観測調査結果の概要（2025 年 6 月）一四国地区、香川県、徳島県一でございます。86 ページをご覧ください。香川の全産業は、2025 年 6 月の時点で 6 月の最近の業況感がプラス 16% ポイント、前回 3 月との変化幅はマイナス 5% ポイントとなっております。6 月時点の先行きの業況感はプラス 10% ポイントで、6 月の最近の業況感との変化幅は、マイナス 6% ポイントとなっております。

95 ページの資料 5-9 は、四国経済産業局の令和 7 年 4 月分四国地域の経済動向の概要でございます。「四国地域の経済は、持ち直しの動きが見られる」とされております。

105 ページの資料 5-10 は、香川県統計調査課の令和 7 年 5 月分高松市の消費者物価指数でございます。総合指数は令和 2 年を 100 として 110.8、前年同月比は 2.6% 上昇しております。

109 ページの資料 5-11 は、内閣府の令和 7 年 6 月の月例経済報告でございます。「景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。」とされております。

119 ページの資料 5-12 は、連合の 2025 春季生活闘争第 7 回最終の回答集計結果でございます。121 ページの①の平均賃金方式で、2025 年の全体の引上げ額は

16,356 円、引上げ率は 5.25%。2024 年は 15,281 円、引上げ率は 5.10% でございました。125 ページ、経団連の 2025 年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況は、500 人未満で総平均 11,826 円、アップ率 4.35%。2024 年は 10,420 円、3.92% でございました。

127 ページの資料 5-13 は、ランク別の地域別最低賃金の未満率及び影響率の推移でございます。128 ページの香川県においては、未満率は一昨年度の 1.6% から昨年度は 1.6% に、影響率は一昨年度の 16.2% から昨年度は 20.1% となつております、全国平均を下回っております。

131 ページの資料 5-14 は、最新の経済指標の動向で、令和 7 年 6 月の内閣府の月例経済報告主要経済指標でございます。令和 7 年 7 月 22 日（火）に開催された令和 7 年度中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会の資料で、厚生労働本省の HP に掲載されているものでございます。

181 ページの資料 5-15 は、都道府県統計資料編、197 ページの資料 5-16 は、業務統計資料編でございます。ともに、令和 7 年 7 月 11 日に開催された令和 7 年度中央最低賃金審議会第 1 回目安に関する小委員会の資料で、厚生労働本省の HP に掲載されているものでございます。

207 ページの資料 5-17 は、足下の経済状況等に関する補足資料です。令和 7 年 7 月 11 日に開催された令和 7 年度中央最低賃金審議会第 1 回目安に関する小委員会の資料で、更に 7 月 22 日に開催された第 2 回目安に関する小委員会で 1 回目の更新資料として出されたものを更新したものです。

277 ページの資料 5-18 は、委員からの追加要望資料です。

7 月 22 日に開催された第 2 回中央最低賃金審議会目安に関する小委員会の資料で、厚生労働本省の HP に掲載されているものでございます。以上です。

○籠池部会長

事務局から資料の説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございますか。

（意見等なし）

○籠池部会長

大丈夫でしょうか。そうしましたら、ほかに、事務局から何かございますか。

○賃金室長

今後の審議日程についてですが、8 月 6 日（水）13 時 15 分から、第 3 回本審、運営小委員会、第 2 回県最賃専門部会の 3 つの会議を本日と同じ北館 702 会議室において開催する予定としておりますので、よろしくお願ひいたします。本

日はありがとうございました。

○籠池部会長

そうしましたら予定しておりました議題はすべて終わりましたが、ほかにご発言等ございませんでしょうか。なければ、第1回県最賃専門部会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

——了——